

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を公布する。

平成17年 3月 4日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第71号

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(京都市中小企業団体表彰規則の一部改正)

第1条 京都市中小企業団体表彰規則の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号を次のように改める。

(4) 登記事項証明書

(京都市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部改正)

第2条 京都市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を次のように改正する。

様式第11号備考中「、登記簿抄本」を「及び登記事項証明書」に改める。

(京都市旅館業法施行細則の一部改正)

第3条 京都市旅館業法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市駐車場条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9号様式<sup>正</sup>注5及び第10号様式注5中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市契約事務規則の一部改正)

第5条 京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書（商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であって、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「得ない者」を「得ないもの」に改める。

第21条第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第2号中「得ない者」を「得ないもの」に改める。

(京都市工場等集団化助成条例施行規則の一部改正)

第6条 京都市工場等集団化助成条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式備考5及び第4号様式備考4中「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書及び」に改める。

(京都市環境保全資金融資規則の一部改正)

第7条 京都市環境保全資金融資規則の一部を次のように改正する。

第11条第6号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市集会所新築等補助金交付規則の一部改正)

第8条 京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第5号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第1号様式注(5)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市既成宅地防災工事資金融資規則の一部改正)

第9条 京都市既成宅地防災工事資金融資規則の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したのものに限る。）」に改める。

(京都市都市計画法施行細則の一部改正)

第10条 京都市都市計画法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）」に、「第17条」を「第14条第1項」に改め、「地図」の右に「又は同条第4項に規定する図面」を加える。

第37条第1項の表開発区域の土地またはその土地にある工作物に関する調書の項中「開発区域の土地またはその土地にある工作物に関する調書」を「開発区域の土地又はその土地にある工作物に関する調書」に改める。

第4号様式注以外の部分中「開発区域の土地またはその土地にある工作物に関する調書」を「開発区域の土地又はその土地にある工作物に関する調書」に、「地目または」を「地目又は」に改め、同様式注1及び2中「下さい」を「ください」に、同注3中「土地登記簿」を「登記簿」に、「下さい」を「ください」に改め、同注4中「下さい」を「ください」に、同注5中「行なう」を「行う」に、「下さい」を「ください」に改める。

第5号様式注3(1)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書（商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であって、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。）」に改める。

第10号様式（表面）注3中「土地の」を削り、同様式（裏面）6中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）」に改める。

第12号様式注1及び2中「土地の」を削る。

（京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正）

第11条 京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第13条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第83条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第83条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

(京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部改正)

第12条 京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「または」を「又は」に改め、同条第5号中「登記簿の謄本等」を「登記事項証明書その他の」に、「行なう」を「行う」に改める。

(京都市優良宅地等に係る認定に関する規則の一部改正)

第13条 京都市優良宅地等に係る認定に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条の2第6項」を「第20条の2第10項」に、「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第31条の2第2項第10号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ」に、「第62条の3第4項第10号ハ」を「第62条の3第4項第13号ハ」に改め、「の各号」を削り、同項第5号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。以下同じ。）」に改め、同条第6号中「第17条」を「第14条第1項」に、「同法第24条ノ3第1項」を「同条第4項」に改め、同条第7号中「第13条の3第7項第2号ロ」を「第13条の3第8項第2号ロ」に、「第21条の19第8項第2号ロ」を「第21条の19第9項第2号ロ」に改め、同条第3項及び第5項中「第31条の2第2項第10号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ」に、「第62条の3第4項第10号ハ」を「第62条の3第4項第13号ハ」に改める。

第4条中「第31条の2第2項第10号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ」に、「第62条の3第4項第10号ハ」を「第62条の3第4項第13号ハ」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第31条の2第2項第11号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ」に、「第62条の3第4項第11号ニ」を「第62条の3第4項第14号ニ」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「第31条の2第2項第11号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ」に、「第62条の3第4項第11号ニ」を「第62条の3第4項第14号ニ」に改め、同項第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第8号中「第31条の2第2項第11号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ」に、「第62条の3第4項第11号ニ」を「第62条の3第4項第14号ニ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「第31条の2第2項第11号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ」に、「第62条の3第4項第11号ニ」を「第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

第9条の見出し中「第20条の2第6項」を「第20条の2第10項」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第20条の2第6項」を「第20条の2第10項」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第2項中「第20条の2第6項」を「第20条の2第10項」に改める。

第10条の見出し中「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第2項中「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に改める。

第1号様式注2中「第31条の2第2項第10号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ」に、「第62条の3第4項第10号ハ」を「第62条の3第4項第13号ハ」に改める。

第7号様式注3及び4中「第31条の2第2項第11号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ」に、「第62条の3第4項第11号ニ」を「第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

第11号様式注以外の部分及び第12号様式注以外の部分中「第20条の2第6項」を「第

20条の2第10項」に改める。

第13号様式注以外の部分及び第14号様式注以外の部分中「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に改める。

(京都市がけ地近接住宅移転等補助金交付規則の一部改正)

第14条 京都市がけ地近接住宅移転等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「とき。」を「とき」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「登記簿の謄本等」を「登記事項証明書等」に改める。

(京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部改正)

第15条 京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第16条 京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分及び第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市興行場法施行細則の一部改正)

第17条 京都市興行場法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 法人が合併し、又は分割したときは、合併後又は分割後の法人の登記事項証明書（商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であって、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。）

(京都市化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第18条 京都市化製場等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第20条 京都市公衆浴場法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市公有財産規則の一部改正)

第21条 京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第10号様式注2中「又は法人登記簿の謄本又は抄本等」を「の謄本又は抄本、法人の登記事項証明書等」に改める。

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正)

第22条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第3号ア及びウ中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第25条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第7号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第23条 京都市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「登記簿の謄本」を「登記

事項証明書」に改める。

(京都市理容師法施行細則の一部改正)

第24条 京都市理容師法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市美容師法施行細則の一部改正)

第25条 京都市美容師法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第26条 京都市クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号及び第3条第2項第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則の一部改正)

第27条 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「登記簿」を「登記記録」に、「記録した」を「記録されている」に、「証明する」を「証明した」に改める。

附 則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)